

# 手続きや交付申請の際に委任状が必要な場合があります

町民の皆様のプライバシーや財産を守るため、町での手続きや各種証明書交付申請の際に、委任状が必要な場合があります。以下に該当する場合には委任者（頼む人）からの委任状を持参してください。

|       | 手続き・証明書の種類                             | 本人からの委任状が必要な場合   |
|-------|--|--|
| 町民課   | 住民異動届（転入、転出、転居等）                       | 本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合<br>※親子でも世帯が違えば本人からの委任状が必要です。                              |
|       | 印鑑登録申請（廃止、改印含む）                        | 本人以外の方が代理人として窓口に来る場合<br>（印鑑登録証（カード）の発行は数日かかります。）<br>※登録印紛失の場合を除き登録する印鑑又は登録印をお持ちください。 |
|       | 戸籍・除籍・原戸籍（謄本・抄本）、<br>戸籍の附票（謄本・抄本）の交付申請 | 本人、同一戸籍内の方、直系尊属または直系卑属以外の方が代理人として窓口に来る場合   |
|       | 各種届書の受理証明書交付申請                         | 届出人以外の方が代理人として窓口に来る場合  |
|       | 身分証明書・独身証明書交付申請                        | 本人以外の方が代理人として窓口に来る場合   |
|       | 住民票の写しの交付申請                            | 本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合   |
| 税務会計課 | 所得・課税・納税証明の交付申請                        | 本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合   |
|       | 土地家屋評価（公課）証明、名寄帳の<br>交付申請              | 本人以外の方が代理人として窓口に来る場合<br>※本人死亡の場合は、相続関係を明らかにする戸籍謄本等を提示<br>してください。                     |

※「印鑑登録証明書」の交付請求を委任する場合は、委任状は不要です。  
代理人が印鑑登録証（カード）を持参し、申請書の記入ができることで委任されているとみなします。委任する人は代理人にカードを預け、住所、氏名、生年月日を伝えてください。

## 委任するとき・委任されるとき の留意事項

- 委任する人（頼む人）
    - ・委任状は**委任する人が全て記入**してください。委任状の様式は、任意のもので構いません。（長瀬町ホームページに様式を掲載しています。）
    - ・役場から委任する人へ連絡することがあります。委任状に**日中連絡の取れる電話番号**を記入してください。
    - ・代理人が窓口で各種申請用紙を記入するために必要な情報（本籍、住所、生年月日、証明内容、提出先など）を代理人に正確に伝えてください。
  - 代理人（頼まれる人）
    - ・印鑑（スタンプ印は不可）及び本人確認書類（免許証、パスポートなど）を持参してください。
- ※本人、同一世帯員以外の方が代理人として住民票コード・マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しの交付申請をされる場合は即日交付できませんのでご了承ください。

**問合せ** 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126  
税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116

## ◆「#長瀬エール飯」で飲食店を応援しましょう！◆

# #長瀬エール飯

「#長瀬エール飯」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、飲食店を応援するプロジェクトです。

- 参加方法**
- 手順1. 飲食店での食事やテイクアウト・デリバリーで注文をした料理を撮影
  - 手順2. SNS（Facebook・Instagram・Twitter等）に、「#店舗名」「#長瀬エール飯」とコメントを添えて写真を投稿する（「#長瀬エール飯」は店舗所在地に合わせて「#秩父エール飯」等に変更していただいても結構です）
- ※店内で飲食する場合は、「個食」「黙食」を心がけましょう。

この取組は、別府市発祥のテイクアウトプロジェクト「#別府エール飯」に当町も賛同し、許可をいただいて実施しています。

**問合せ** 産業観光課 産業観光担当  
☎66・3111 内線234

## 令和5年(2023年) 以降の成人式について

令和4年4月1日に若者の自己決定権を尊重し積極的な社会参加を促すことを目的に、民法が一部改正されます。この改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

長瀬町は令和5年以降の成人式についても、これまでと同様に、20歳を迎える方を対象に開催します。（令和5年の式典は、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方が対象年齢になります。）

また、新成人が18歳となることから、令和5年から式典の名称を「長瀬町二十歳の集い」として開催いたします。

**問合せ** 教育委員会 生涯学習担当  
☎66・3111 内線305